未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金（組織的な取組み）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者を受け入れる体制の強化、生産体制の強化、事業の継承・発展等の組織的な取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

３　利用対象者

営農組織、農業者団体、新規就農者受入協議会　等

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件：

○ 多様な担い手による地域農業の持続・発展に資する組織的な取組みであること

○ 取組み状況を積極的に発信すること

⑵　対 象 経 費：

事業目標（販売金額又は農業所得の向上、地域農業の担い手確保等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※　土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

⑶　補　助　率：県２/１０、市町村１/１０

※　県域の事業の場合、補助率３/１０（市町村による協調補助なし）

⑷　補助対象経費上限額：８００万円（ソフト事業単独の場合３０万円）

５　募 集 期 間

⑴　募集期間：令和７年３月１８日～４月３０日

⑵　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

⑶　申込み先：最寄りの市町村

（県域の取組みの場合、各総合支庁農業振興課）

６　問合せ先

【県 庁】

⑴　機関名・課名：農林水産部農業経営･所得向上推進課

⑵　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

⑴　機関名・課名：各総合支庁農業振興課

⑵　担 当（係）名：地域農政担当

⑶　電 話 番 号：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３９７

最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１９

置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９

庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５１８

未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金
（新規就農者等の経営発展の取組み）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者等の経営発展等の取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

３　利用対象者

認定新規就農者 等

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件

○ 新規就農者等の経営発展に向けた取組みであること

⑵　対 象 経 費

事業目標（経営発展）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※　土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

⑶　補　助　率：県１/３、市町村１/６

⑷　補助対象経費上限額：５００万円

５　募 集 期 間

⑴　募集期間：令和７年３月１８日 ～ ４月３０日

⑵　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

⑶　申込み先：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県 庁】

⑴　機関名・課名：農林水産部農業経営･所得向上推進課

⑵　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

⑴　機関名・課名：各総合支庁農業振興課

⑵　担 当（係）名：地域農政担当

⑶　電 話 番 号：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３９７
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１９
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５１８

未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金
（多様な人材の活躍促進の取組み）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、多様な人材（女性や障がい者等）の農業への積極的な参画や働きやすい環境づくりに向けた取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人・団体経営体、営農組織、農業者団体、農業者グループ 等

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件：

○ 多様な人材の農業における活躍促進や労働環境改善の取組みであること

○ 取組み状況を積極的に発信すること

⑵　対 象 経 費：

事業目標（多様な人材の従事日数の増加、新たな農業者グループの設立、農業者団体の組合員の増加等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※　土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

⑶　補　助　率：ハード事業の場合、補助率 県１/３、市町村１/６

ソフト事業単独の場合、定額（上限 県２０万円、市町村１０万円）

※県域の取組みの場合、補助率１/２（市町村による協調補助なし）

⑷　補助対象経費上限額：ハード事業の場合・・・２００万円

ソフト事業の場合・・・３０万円

５　募 集 期 間

⑴　募集期間：令和７年３月１８日～４月３０日

⑵　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

⑶　申込み先：最寄りの市町村

（県域の事業の場合、各総合支庁農業振興課）

６　問合せ先

【県 庁】

⑴　機関名・課名：農林水産部農業経営･所得向上推進課

⑵　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

(1) **機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

(2) **担 当（係）名**：地域農政担当

(3) **電 話 番 号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３９７
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１９
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５１８

未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金
（担い手による営農定着の取組み）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規参入者やＵターン就農者、半農半Ｘなど、認定新規就農者以外の方による営農定着に向けた取組みについて、オーダーメイドで支援します。

３　利用対象者

認定新規就農者以外の新規就農者で、経営継承を予定している者

４　支 援 内 容

⑴　**補 助 要 件**：

○ 新規就農者等の営農定着に向けた取組みであること

⑵　**対 象 経 費**：

営農定着に直接的に必要な事業（施設修繕や農業機械の導入・整備）に要する経費

※土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

⑶　**補　助　率**：県１/３、市町村１/６

⑷　**補助対象経費上限額**：２００万円

５　募 集 期 間

⑴　**募集期間**：令和７年３月１８日～４月３０日

⑵　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村、県ホームページから入手

⑶　**申込み先**：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県 庁】

⑴　**機関名・課名**：農林水産部農業経営･所得向上推進課

⑵　**担 当（係）名**：農業担い手・所得向上推進担当

⑶　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

⑴　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

⑵　**担 当（係）名**：地域農政担当

⑶　**電 話 番 号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３９７
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１９
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５１８

かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金

１　対象品目・分野　　○園芸

２　事 業 概 要

ＪＡ、農業法人、担い手協議会等が行う、新たな担い手の参入等に向けた先行投資型果樹団地の整備に対する支援を行います。

３　利用対象者

農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、任意組織）、公社、民間事業者　等

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

○　国事業（産地生産基盤パワーアップ事業又は果樹経営支援等対策事業）の計画が承認されていること

○　果樹再生戦略計画が承認されていること

○　新たな担い手が参入すること

(2)　対 象 経 費：

①　果樹団地の先行投資型整備支援

②　整備後の未収益期間における苗木養成支援

(3)　補　助　率：

①　７／10〔国５／10、県２／10〕、市町村（任意）

②　定額〔国22万円／10ａ、県22万円／10ａ〕

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時、相談を受け付けます。

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課

(3)　申込み先：最寄りの市町村

６　問 合 せ 先

(1)　機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課

(2)　担 当（係）名：果樹振興係

(3)　電　話　番　号：０２３－６３０－２４６６

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（３年以内）を交付します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件（資金交付要件）：

○ 独立・自営就農時の年齢が５０歳未満の認定新規就農者で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。

○ 前年の世帯全体の所得が６００万円以下であること。

○ 独立・自営就農であること。

○ 青年等就農計画等が、独立・自営就農５年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。

○ 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（経営の多角化、新技術の導入等）を負うと市町村長に認められること。

○ 地域計画のうち目標地図に位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

○ 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入している、または加入することが確実と見込まれること。

○ 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。

(2)　その他（補助を受けられる期間等について）：

○ 最長３年間、年間最大１５０万円を交付。

○ 資金を含めた前年の世帯全体の所得が原則６００万円を超えた場合など、交付停止要件に該当する場合には、交付を停止。

○ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額又は一部の返還が必要。

５　募集期間

(1)　募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(3)　申込み先：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県　庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2)　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

(1) **機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

(2) **担 当（係）名**：地域農政担当

(3) **電 話 番 号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９７

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

認定新規就農者の就農後の経営発展を支援するため、国と県が機械・施設等の導入を支援します。

３　利用対象者

５０歳未満で事業実施年度若しくは事業実施前年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者（複数の青年農業者が設立した農業法人を含む）

※ 親元就農者は、親の経営に従事してから５年以内に継承した者

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

○ 農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）を立てること

○ 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること

(2)　対 象 経 費：

機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等

(3)　補　助　率：国１/２、県１/４、本人１/４

(4)　補助対象事業費上限額：１，０００万円

※「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限５００万円

※ 複数の青年就農者が設立する農業法人は、次の①又は②のいずれか低い額を上限とする。

① 経営開始資金の交付を受ける者は５００万円、受けない者は１，０００万円として合算した額

② ２，０００万円

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村へお問い合わせください。

(3)　申込み先：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県 庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部農業経営･所得向上推進課

(2)　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

(1)　機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2)　担 当（係）名：（村山）農産振興担当、（村山以外）地域農政担当

(3)　電 話 番 号：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５

最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０

置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９

庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９７

集落営農活性化促進事業費補助金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

集落営農における活性化に向けたビジョンづくりやビジョンに基づく人材の確保、新たな作物の導入等の具体的な取組みを支援します。

３　利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

○ 集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略を定めたビジョンを作成
○ 成果目標の設定

(2)　対 象 経 費：

○ (1)で示したビジョン作成に係る経費
○ ビジョンの実現に向けて行う具体的な取組みのうち、以下のもの
① 人材の確保
② 収益力向上に向けた取組み
③ 組織の法人化
④ 共同利用機械等の導入経費

(3)　補　助　率：

○ ビジョン作成に係る経費 … 定額
○ 人材の確保 …100万円上限／年（最長３年間）
○ 収益力向上に向けた取組み … 定額
○ 組織の法人化 … 25万円
○ 共同利用機械等の導入経費 … １／２以内

(4)　補助上限額：1,000万円（１ビジョン当たり３年間の取組の合計額）

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：令和７年度分は令和７年２月中旬～３月上旬に実施
※令和７年度分の募集は終了しておりますが、随時相談は受け付けます。

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村

(3)　申込み先：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県 庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部農業経営･所得向上推進課

(2)　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２２９６

【総合支庁】

(1) **機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

(2) **担 当（係）名**：地域農政担当

(3) **電 話 番 号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８３
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１９
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５７２４

農地利用効率化等支援事業費補助金（地域農業構造転換支援タイプ）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

将来像が明確化された地域計画が策定された地域において、地域の中核となる担い手に対し、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入（購入）及び農業用機械のリース導入を支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

○ 地域計画の目標地図に位置付けられた者

○ 成果目標の設定

○ リース導入の場合、リース期間が終了した後に、成果目標から更に事業実施地区内で経営面積を３割以上又は10ha以上拡大することが地域計画等において確認できること

(2)　対 象 経 費：

○ 購入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得

・ 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得

・ ビニールハウスの整備

・ 畦畔の除去、明渠･暗渠排水の整備などの農地等の改良　　等

※　事業費50万円以上

※　耐用年数概ね５年以上20年以下（中古は２年以上）

○ リース導入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械のリース導入

※　リース期間は３年以上、法定耐用年数以内であること

(3)　補　助　率：

○ 購入：以下の①又は②のうちいずれか低い額

① 事業費×３／10

② 事業費－地方公共団体等による助成額

○ リース導入：リース物件購入価格×３／７

(4)　補助上限額：　1,500万円

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：令和７年度分は令和７年２月上旬～３月上旬に実施

※令和７年度の募集は終了しておりますが、相談は随時受け付けます。

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村

(3)　申込み先：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県 庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農業経営･所得向上推進課

(2)　**担 当（係）名**：農業担い手・所得向上推進担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－３４０５

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

(2)　**担 当（係）名**：地域農政担当

(3)　**電 話 番 号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９７

農地利用効率化等支援事業費補助金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿に基づき、目標地図に位置付けられた者が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

○ 地域計画の目標地図に位置付けられた者
○ 成果目標の設定

(2)　対 象 経 費：

○ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
○ 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
○ ビニールハウスの整備
○ 畦畔の除去、明渠･暗渠排水の整備などの農地等の改良　　等
※　事業費50万円以上
※　耐用年数概ね５年以上20年以下（中古は２年以上）

(3)　補　助　率：

以下の①～③のうち最も低い額
① 事業費×３／10
② 融資額
③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

(4)　補助上限額：300万円

※　経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者は、上限額600万円

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：令和７年度分は令和７年２月上旬～３月上旬に実施。
※令和７年度の募集は終了しておりますが、相談は随時受け付けます。

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村

(3)　申込み先：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県 庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部農業経営･所得向上推進課
(2)　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－３４０５

【総合支庁】

(1)　機関名・課名：各総合支庁農業振興課
(2)　担 当（係）名：地域農政担当
(3)　電 話 番 号：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９７

地域ぐるみ農地管理支援事業費補助金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○その他（地域振興、地域づくり）

２　事 業 概 要

農業者の高齢化、集落の混住化がすすむ農村集落において、多様な人材が話し合って整理した管理計画に基づき、農地の保全管理に必要な機材の導入を支援します。

３　利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）

４　支 援 内 容

(1)　**補 助 要 件** ：

農業者及び地域の若者、女性、元会社員などが参加した地域の話合いにより、農地保全・管理実行計画を作成すること

(2)　**対 象 経 費** ：農地管理機材導入に要する経費、導入に必要な資格講習の受講費

(3)　**補　助　率**：導入する管理機材の購入経費の１／３

(4)　**補助上限額**：200万円

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：随時受付

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村農林主務課

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村農林主務課

６　問 合 せ 先

【県　庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農村計画課

(2)　**担 当（係）名**：農村保全担当

(3)　**電　話　番　号**：０２３－６３０－３３７３

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農村計画課

(2)　**担当（係）名**：下記のとおり

(3)　**電　話　番　号**：

村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８９（企画担当）
最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３３９（企画担当）
置賜総合支庁農村計画課　０２３８－３５－９０５５（地域保全担当）
庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－２７３２（事業担当）

みどりの食料システム戦略推進事業費補助金（みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業・環境負荷低減事業活動））

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産　　○その他

２　事 業 概 要

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、資材の生産・販売や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売、農林水産物の流通の合理化に必要な機械・施設の導入を支援します。

また、みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入を支援します。

３　利用対象者

民間団体等

（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、各種法人等）

４　支 援 内 容

(1)　補助要件：

次のいずれかに該当すること

・みどりの食料システム法に基づく認定基盤確立事業実施計画の認定を受けていること

・特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けていること

・環境負荷低減事業活動実施計画（みどり計画）の認定を受けている又は受けることが確実であることと、「グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業」に協力していること

(2)　対象経費：

①資材（バイオ炭等）、環境負荷低減農林水産物を活用した新商品の生産・販売、流通の合理化を図るために必要な機械・施設の整備等に必要な経費

②環境負荷低減に資する資材の原材料等の調達・効果の検討等に必要な経費

③特定計画・みどり計画の実施に必要な施設（堆肥生産施設等）の整備や機械の導入に必要な経費

(3)　補助率：

①１／２以内（補助上限：２億円）

②定額（補助上限：650万円）

③１／２以内（補助上限：（施設）1,000万円、（機械）200万円）

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時、相談を受け付けます。

（農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）

(2)　申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課

(3)　申込み先：農林水産部農業技術環境課

６　問 合 せ 先

(1)　機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2)　担 当（係）名：環境保全型農業担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－３４１９

そば安定生産等対策事業費補助金

１　対象品目・分野　○水田・畑作

２　事 業 概 要

そばの安定生産を図るため、湿害対策技術等の取組に必要な経費を支援します。

３　利用対象者

○　農業を営む法人
○　営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
○　農業協同組合
○　事業協同組合
○　地方公共団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

①湿害対策技術の導入
　収量の増加
②複数年契約取引
・そばの複数年契約取引先を１者以上増加
・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を 2.0 ポイント以上増加
③国産そばの新規需要拡大
・連携先の実需における国産そばの使用量を2.0%以上増加
・連携先の実需における国産そばの使用割合を2.0ポイント以上増加
・国産そばを活用した新商品を１つ以上開発

(2)　対象経費及び補助率等：

・(1)の①の経費
ア　技術講習会・栽培実証等：補助率10／10以内（補助金の上限：300万）
イ　湿害対策技術の導入：2,000円／10ａ
ウ　湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入：補助率：１／２以内（補助金の上限：1,000万円／台）
・(1)の②の経費
1,000円／10ａ（補助対象面積：新たな複数年契約取引数量に係る面積）
・(1)の③の経費
補助率１／２以内（国産そばに係るニーズ調査、国産そばを活用した新商品の開発、販路拡大のためのマッチング・ＰＲ）

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時、相談を受け付けます
（市町村、最寄りの総合支庁農業振興課にご相談ください。）
(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
(3)　申込み先：最寄りの市町村

６　問 合 せ 先

【県庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部県産米戦略推進課

(2)　**担 当（係）名**：作物振興担当

(3)　**電　話　番　号**：０２３－６３０－２３１６

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

(2)　**担 当（係）名**：**農産**振興担当（村山）、生産流通担当（最上・置賜）、
農産園芸担当（庄内）

(3)　**電　話　番　号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１５
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０５１
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５２１

土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（生産支援事業）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作

２　事 業 概 要

地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、計画の実現に必要な農業機械のリース導入等を支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

４　支 援 内 容

(1)　主な補助要件：

①収益性向上対策

以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること

○ 生産コストの10%以上の削減　　○ 販売額の10%以上の増加
○ 契約販売の割合の10%以上増加かつ契約販売の割合50%以上
○ 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加　○ 労働生産性の10%以上の向上
○ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ農業支援サービス事業体の利用割合50%以上 等

②生産基盤強化対策

○ 継承者が継承５年後も営農を継続することが確実と見込まれること
○ 同一地域において生産装置の継承・強化に向けた取組みが実施されていること

上記の全ての要件を満たし、以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること

・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加　　・生産コストの低減
・労働生産性の向上　　・契約栽培率の増加

(2)　対 象 経 費：

農業用機械等の導入及びリース導入（本体価格が50万円以上の農業用機械等）

(3)　補　助　率：１／２以内

５　募 集 期 間

(1)　募集期間（予定）：随時相談を受け付けます。
（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3)　申込み先：最寄りの市町村

６　問 合 せ 先

(1)　機関名・課名：農林水産部県産米戦略推進課

(2)　担 当（係）名：米政策推進担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２３０４

麦・大豆生産技術向上事業費補助金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作

２　事 業 概 要

国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築することを目的とし、国産麦・大豆の生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援します。

３　利用対象者

○ 農業者の組織する団体（農業の常時従事者が５名以上であること）
○ 地域農業再生協議会
○ 市町村
○ 補助事業者が地方農政局長等と協議して認める団体

４　支 援 内 容

(1)　主な補助要件：

○ 事業実施主体の受益地が含まれる地域を対象とする「国産化プラン」が策定されていること
○ 農産局長が定める成果目標の基準を満たしていること
○ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること

(2)　対 象 経 費：

①作付けの団地化推進等生産性向上の推進に向けた取組みに要する経費
②事業実施主体による新たな営農技術等の導入の取組みに要する経費
③事業実施主体による生産拡大に向けた機械・施設の導入等の取組みに要する経費

(3)　補　助　率

・(2)の①の経費：定額(事業実施主体の水田面積に基づく)
・(2)の②の経費：定額(事業実施主体が新たに導入する技術及び新たに導入する面積に応じて支援)
・(2)の③の経費：１／２以内
(導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満のもの)

(4)　補助上限額

・(2)の①の経費：事業実施主体の水田面積

50ha未満	100万円
50ha以上150ha未満	200万円
150ha以上	300万円

・(2)の②の経費：１万円／10ａ
・(2)の③の経費：導入する機械等ごとに2,500万円

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時、相談を受け付けます
（市町村、最寄りの総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3)　申込み先：最寄りの市町村

６　問 合 せ 先

【県庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部県産米戦略推進課

(2)　**担 当（係）名**：作物振興担当

(3)　**電　話　番　号**：０２３－６３０－２３１６

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

(2)　**担 当（係）名**：農産振興担当（村山）、生産流通担当（最上・置賜）、
農産園芸担当（庄内）

(3)　**電　話　番　号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１５
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０５１
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５２１

園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金（収益性向上対策）

１　対象品目・分野　　○園芸

２　事 業 概 要

競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、園芸産地を支える担い手の規模拡大等により、収益性の向上に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

３　利用対象者

農業を営む法人、農業者が組織する団体、農業協同組合　等

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- 生産コストの10%以上の削減
- 販売額又は所得額の10%以上の増加
- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合
- 農産物輸出の取組みについて、
  ①　輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加　又は
  ②　総出荷額に占める輸出向け出荷割合５%以上又は年間出荷量10トン以上
- 労働生産性の10%以上の向上
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上の利用割合
- 施設エネルギー転換枠の場合、
  ①　省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大　又は
  ②　燃油使用量の15%以上の削減

(2)　対 象 経 費：

○　農業機械等の導入及びリース導入に要する経費（本体価格が50万円以上）
○　高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材の購入に要する経費
○　簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃

(3)　補　助　率：１／２以内

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：随時、相談を受け付けます。
(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

６　問 合 せ 先

(1)　**機関名・課名**：農林水産部園芸大国推進課
(2)　**担 当（係）名**：園芸団地推進担当
(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２２４９

園芸やまがた産地発展サポート事業費補助金

１　対象品目・分野　　○園芸

２　事 業 概 要

稼げる園芸農業の追求に向け、農業者の収益力向上に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

３　利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業を営む法人、農業協同組合等※　さくらんぼの省力化設備導入は、農業を営む個人（販売農家）も対象

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件 ：

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- ○　生産コスト10%以上削減
- ○　販売額又は所得額10％以上増加
- ○　契約栽培割合の10％以上増加かつ50％以上の契約割合
- ○　販売額又は所得額の増加かつ「自然災害等のリスクに備える取組計画」の作成（収益性向上対策事業のうち気候変動対応設備整備のみ）
- ○　販売額又は所得額が現状以上かつ新規雇用創出（労働環境整備事業のみ）

(2)　補 助 対 象：

- ○　収益性向上対策事業
  - ・　新産地育成事業（資材・機械の導入）
  - ・　農業栽培施設整備（ハウス整備（新規栽培者研修用ハウス含む）、促成施設整備）
  - ・　小規模な土地基盤整備（国庫事業に該当しない規模の土地基盤整備）
  - ・　スマート農業技術活用（環境モニタリング、環境制御機器、運搬・防除ロボットの導入）
  - ・　気候変動対策設備整備（井戸掘削、多目的防災網等の整備、果樹の雪害対策用の帆柱　等）
- ○　労働環境整備事業（トイレの設置、作業場へのエアコンの設置　等）
- ○　省力化推進事業（さくらんぼの省力仕立て施設整備）

(3)　補　助　率：

- ○　１／３又は市町村が交付する金額の２／３のいずれか低い額

(4)　補助上限額：

- ○　収益性向上対策事業：3,000万円
- ○　労働環境設備整備事業：150万円
- ○　省力化推進事業：1,000万円

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間（予定）**：令和７年３月上旬～４月中旬（予定）
(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
(3)　**申込み先**：施設の所在地を管轄する市町村

６　問合せ先

(1)　**機関名・課名**：農林水産部園芸大国推進課

(2)　**担当（係）名**：園芸団地推進担当

(3)　**電話番号**：０２３－６３０－２４６６

さくらんぼ温暖化対応技術導入推進事業費補助金

１　対象品目・分野　　○園芸

２　事 業 概 要

さくらんぼの高温対策に必要な資材・設備等の導入に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

３　利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業を営む法人、農業協同組合等

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

収益性向上に係る以下の成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

○　販売額又は所得額の増加

(2)　補 助 対 象：

○　さくらんぼ高温対策資材、設備等

（遮光資材、白色反射シート、散水設備・井戸掘削、選果機、冷房設備・冷蔵庫、無加温ハウス等）

(3)　補　助　率：

○　１／３又は市町村が交付する金額の２／３のいずれか低い額

(4)　補助上限額：

○　3,000万円

５　募 集 期 間

(1)　募集期間（予定）：令和７年３月中旬～５月中旬（予定）

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課

(3)　申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

６　問 合 せ 先

(1)　機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課

(2)　担 当（係）名：園芸団地推進担当

(3)　電　話　番　号：０２３－６３０－２４６６

持続できる果樹産地緊急支援事業費補助金

１　対象品目・分野　　○園芸

２　事 業 概 要

果樹生産者の営農継続に向けて、近年価格が高騰しているスピードスプレーヤの更新に対する支援を行います。

３　利用対象者

農業を営む法人、農業者・農業法人が組織する団体

４　支 援 内 容

⑴　補助要件

①　市町村が県の補助に上乗せして補助金を交付すること
②　成果目標（果樹の総販売額又は総所得額の増加）を設定しており、事業実施の翌年度までに当該目標の実現が見込まれること
③　更新前のスピードスプレーヤの使用年数が 10 年以上であること
④　経営主が 65 歳以上かつ後継者が決まっていない場合は、新たな担い手への継承に向けて、樹園地に関する情報を市町村・農業委員会などに提供すること
⑤　導入する機械の規格（散布能力）が、経営規模に見合ったものであること
⑥　農機具共済や動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須）に加入すること

⑵　対象経費

スピードスプレーヤの更新に要する経費
※　本体価格のみとし、運搬経費等を含まない

⑶　補 助 率

１／３〔県：２／９、市町村：１／９〕

５　募 集 期 間

⑴　**募集期間**：令和７年３月中旬～４月下旬
⑵　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村
⑶　**申込み先**：最寄りの市町村

６　問 合 せ 先

⑴　**機関名・課名**：農林水産部園芸大国推進課
⑵　**担 当（係）名**：果樹振興係
⑶　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２４５３